

# 岩見沢商工会議所だより

発行所/岩見沢商工会議所  
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

## '20.12 No.466

### Contents

- 『コロナウイルス感染再拡大』  
今一度「新北海道スタイル」の徹底を!
- 新春会員交流会は中止となりました
- 法律講座「同一労働同一賃金」

## 第62回 永年勤続優良従業員表彰式 開催

令和二年度第六十二回永年勤続優良従業員表彰式が、十一月二十七日(金)北海道グリーンランドホテルサンプラザにおいて行われ、会員事業所から推薦のあつた五十名の方々に、永年の勤続と事業所の発展に尽力した功労を称え表彰しました。

表彰式では、松浦会頭より表彰状と記念品が贈られ、受賞者を代表して、(株)ほくえいに勤務する鈴木富士雄様から「盛大に表彰式を挙行して頂き深く感謝いたします。今後一層の努力をいたし、各企業の発展と岩見沢市の繁栄に尽くしたい」と謝辞がありました。

ご来賓として、公務ご多忙の中、松野 哲 岩見沢市長様、篠原藤雄 岩見沢市議会議長様、小島 聡 岩見沢公共職業安定所所長様にご出席を賜り、ご祝辞をいただきました。なお、今年度の受賞者は次のとおりです。

(敬称略・五十音順)

【五〇年以上】 一名  
株ヤマシチ 一名

【四〇年以上】 三名  
昭和马テリアル株 一名

岡 則夫 一名

(税)ひまわり 一名

株ほくえい 一名

【三〇年以上】 三名  
株日浦金物 一名

武蔵商事株 一名

武蔵商事株 二名

(以上、日本商工会議所会頭と当所会頭の連名表彰授与)

【二〇年以上】 七名  
岩見沢液化ガス株 一名

岩見沢通運株 一名

昭和马テリアル株 二名

武部建設株 一名

北商建設運輸株 一名

松浦建設株 一名

(以上、北海道商工会議所連合会会頭と当所会頭の連名表彰授与)

【一〇年以上】 十八名  
岩見沢液化ガス株 三名

伊藤 恵子 一名

谷内 勝一 一名

盛川 幸子 一名

岩見沢通運株 四名

株サン研ライフサービス 二名

株美さき 三名

株屋根のナミキ 一名

(有)Liveily 一名

【五年以上】 十八名  
株朝日住設 一名

岩見沢液化ガス株 一名

新友鋼産株 二名

株ソウシン 一名

富樫清掃株 一名

小川 和彦 一名

曾根 忠則 一名

久恒 篤司 一名

本間 貴弘 一名

氏家 俊子 一名

田丸 圭代 一名

江田 禎彦 一名

小山田幸広 一名

藤本 真実 一名

上伊澤たかよ 一名

土屋 昭宏 一名

星野あゆみ 一名

藤沢 祐司 一名

片野 裕勝 一名

高橋 美紀 一名

桜庭 拓也 一名

山田 恵美 一名

高田 一美 一名

高田るみ子 一名

堀田 礼奈 一名

水谷 麻紀 一名

森 朋美 一名

株フィットネスラボジャパン 一名

北栄物産株 二名

松浦建設株 一名

株美さき 一名

株屋根のナミキ 一名

(有)Liveily 一名

(以上、当所会頭名の表彰授与)



永年勤続優良従業員表彰式

## 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を！

北海道では、新型コロナウイルス感染症の集団感染が数多く発生するなど、感染者が増加している状況です。

事業者のみなさまには感染防止対策の徹底と、従業員の日常生活での感染防止についてご協力をお願いします。

### 感染リスクを回避するために

- 北海道スタイルを実践している施設等を利用しましょう
- 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合は避けましょう
- 飲食の場面における、大人数（5人以上）、マスクをしない大声での会話、長時間（2時間）の飲食は避けましょう

### 北海道スタイルの取組みを実践しましょう

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
  2. スタッフの健康管理を徹底します。
  3. 施設内の定期的な換気を行います。
  4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
  5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
  6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
  7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
- +1. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードをわかりやすい場所に掲示します。



### 岩見沢商工会議所

1条西1丁目 22-3445 info@iwamizawacci.or.jp

微酸性電解水生成器  
(森永乳業社製)

「ピュアスター」を岩見沢商工会議所に  
設置しています！

～従業員やお客様を守るために、事務所・店舗の殺菌を徹底しましょう！～

6/12から、会員の皆様は無償で提供している殺菌水「ピュアスター」  
(森永乳業の微酸性電解水生成器「ピュアスター」を商工会議所に設置済)。  
6月だけでも、すでに20社を超える皆様方がご利用されています。



微酸性電解水って何？

- ・ノロウイルス対策の決定版！  
さまざまな菌やウイルス（新型コロナ、インフルエンザ、ノロウイルス等）に効果あり!!  
(アルコールではノロウイルスに効きにくい!!)
- ・ドアノブなどの人が触れる箇所に十分かけて清潔な布やペーパーでふき取るだけ！
- ・素手で使用しても手荒れしにくい！

NITE(製品評価技術基盤機構)の評価では、  
「流水を使用する場合には有効塩素濃度35ppm以上が有効」と発表されました。  
ピュアスター生成水は、10～30ppmが標準ですが、商工会議所設置のピュアスターの有効塩素濃度を35ppmに  
セットすることとしていますので、新型コロナウイルスへの効果についても安心してご利用ください。

※なお、NITEの報告では、「今回報告した検証試験の実施条件において『有効』と判断されていない  
ことをもって、直ちに新型コロナウイルスに対する不活性化効果がないという意味にはならない」とされています。  
※森永乳業では、有効塩素濃度30ppm以下での有効性の効果確認について、関係団体を通じてまたは森永乳業独自で効果確認をされる予定です。

※容器は、密閉できる小さめのものがおすすです。(500mlペットボトル等 本数は何本でも構いません)





十一月一日

十一月三十日受付分

■(株)キタイチ造園土木

代表者…北市 篤史

住所…二条東二丁目二一八

(業種…土木工事業)

■坂入幸男税理士事務所

代表者…坂入 幸男

住所…六条西一丁目一

プラザ豊優二階

(業種…税理士事務所)

(敬称略)

令和三年新春会員交流会  
中止のお知らせ

令和三年一月六日に開催を予定しておりましたが、令和三年新春会員交流会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中止となりました。

また、岩見沢市新年交礼会につきましては、延期となりました。日程が決まり次第、改めてご案内いたします。

令和二年度 第五回  
常議員会 開催

十一月二十四日、常議員会を開催し十二名が出席しました。

開会にあたり、松浦会頭より次のとおり挨拶がありました。

「新型コロナウイルス感染症対策給付金等の手続き状況調査を行ったところ、持続化

給付金二十一社、家賃支援給

付金二社、道の経営持続化臨

時特別支援金一〇四社、市の

小規模事業者等経営サポート

給付金六十四社が、給付金等

を受け取れるにもかかわらず、

手続きの方法が分からな

かったり、勘違いをしてお

り、申請していなかったこと

が分かりました。商工会議所

では一件一件対応を行った結

果、給付金等が受け取れるこ

トしていくのが商工会議所の務めだと思えますので、今後とも皆様のご支援をいただきながら進めていきたいと思えます。」

常議員会の協議事項は次の通りです。全ての案件について承認されました。

■付議事項

議案第一号 第六十二回永年

勤続優良従業員表彰式につ

いて

議案第二号 上半期事業実施

状況並びに各会計収支につ

いて

■報告事項

報告第一号 各委員会からの

報告について

報告第二号 ザワDリンク

事業について

報告第三号 地元応援クーパー

年末調整個別指導・相談のご案内  
「ご相談はお早めに!」  
岩見沢商工会議所では、年末調整の個別指導・相談を行っています。ご希望の方は左記の必要書類をご用意のうえ、商工会議所へご連絡下さい。  
なお、令和二年度分源泉徴収所得税の納付期限は令和三年一月十二日(火)《納期の特例の承認を受けている場合は一月二十日(水)まで》、法定調書の提出期限は令和三年二月一日(月)までです。  
《必要書類》  
・従業員、専従者、アルバイト等の給与がわかるもの  
・扶養親族がわかるもの(扶養控除申告書等)  
・給与所得者の生命保険、地震保険料等控除証明書、国民健康保険、国民年金等証明書または領収証  
・令和二年源泉徴収税納付済み納付書の控え等  
■問合せ先  
岩見沢商工会議所 指導金融課 (一条西一丁目)  
電話 二二一三四四五

令和二年年末調整  
昨年と比べて  
変わった点

税制改正により、令和二年年末調整において変更となった点は次のとおりです。

国税庁が発行する「令和二年年末調整のしかた」で内容を確認し、間違いないように手続きしてください。給与計算ソフトを利用している方も、システムの更新を忘れずに行ってください。

【昨年と比べて変わった点】

①給与所得控除額と公的年金控除額の改正

②基礎控除額の改正

③子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

④各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件の改正

⑤ひとり親控除の創設と寡婦(寡夫)控除の見直し

など

■問合せ先

岩見沢商工会議所 指導金融課 (一条西一丁目)  
電話 二二一三四四五

## テレワーク・Web会議を導入しませんか

テレワークとは「情報通信技術 (ICT) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」のことです。インターネットなどのICTを利用することで、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をすることができ、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがあります。



新型コロナウイルス感染症対策として、非対面型環境への対応はもちろん、テレワークは育児や介護を担う従業員にとって、仕事との両立が図りやすくなったり、社内の意識改革、コスト削減、BCP対策にも効果があります。

また、Web会議はカメラ・マイクが付いたパソコン (ノートパソコン等) があれば、簡単に始められます。タブレットやスマートフォンでの参加も可能です。

## 岩見沢商工会議所へご相談ください

岩見沢商工会議所では、テレワーク等のご相談にも対応いたします。高度なご相談には専門家派遣 (無料) も可能です。

北海道の『テレワーク導入支援補助金』(チラシ同封) や岩見沢市の『「新しい生活様式」対応事業者支援事業補助金』(<https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/content/detail3150677/>) では、テレワーク等の設備に補助金のご利用が可能です。

### 岩見沢商工会議所

1条西1丁目 22-3445 info@iwamizawacci.or.jp



# Go To Eat 北海道お食事券 取扱店を募集中です!

～取扱店が増えると券の購入・利用も増えます～

Go To Eat 北海道事務局 (北海道商工会議所連合会) では、Go To Eatお食事券が利用できる取扱店を募集中です。

食事券の販売は12月15日まで一時停止されておりますが、利用期間の延長も検討されております (12月2日政府検討中)。感染拡大防止の対策により今後は食事券の利用が進むと考えられますので、ぜひお早めの取扱店申請をお願いします!

取扱店申請は  
Web申請が  
お勧めです

### 取扱対象店舗となるための認証基準をご確認ください

「食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ており、店内飲食をメインとする飲食店であること」などの認証基準があります。ホームページでご確認ください。

テイクアウト商品や  
年末年始オードブルにも  
お食事券が利用できます  
ぜひ申請を!

問  
合  
先

- 岩見沢商工会議所 TEL.0126-22-3445
- Go To Eat 北海道お食事券 取扱店用お問い合わせセンター  
TEL.011-351-8645 受付時間/平日9:00~18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
<https://gotoeat-hokkaido.jp/>

「日商LBO調査」  
〔早期景気観測〕

【十月調査結果のポイント】

十月の全産業合計の業況DIは▲五〇・二(前月比プラス六・三ポイント)。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、巣ごもり需要の拡大に下支えされた飲食料品関連が堅調なほか、東京が追加されたGOTOトラベルやGOTOイートの政策効果により宿泊業、飲食業でも利用客の増加がみられた。また、オンライン会議の普及などによるデジタル投資の増加を受け、電子部品製造業やソフトウェア関連で受注が伸びているほか、中国向けを中心に生産が回復しつつある自動車関連でも持ち直しの動きが続く。

一方、衣料品や化粧品をはじめ、不要不急の商品を買い控えるなど、一部では消費者の生活防衛意識の高まりを指摘する声も聞かれており、コロナ禍からの回復に向けた動きはまだら模様の状況が続く。

先行き見通しDIは、▲

三十八・〇(今月比プラス十二・二ポイント)。雇用維持や家賃負担軽減のための助成金など、政策効果が剥落した後の経営悪化や都市部から地方への感染再拡大への懸念が続く。

一方で、年末年始を含む旅行需要の回復やGOTO商店街などによる消費喚起への期待感もうかがえる。また、海外向けの自動車関連や、5G向けなど半導体関連、中国向けの工作機械の持ち直しに期待する声も聞かれた。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ全業種で改善となった。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【小売業】「消費者の外出自粛による来客数の減少が続いている。巣ごもり需要に対応した調理用品の販促や全国の名産品・特産品を販売する催事の開催などにより、売上・採算の改善を図る。」(百貨店)、「GOTOトラベルの地域共通クーポンを利用する来店客が続いており、売上が増加。現金化には時間がかかるため、資金繰りに注意したい。」(土産品小売業)

【製造業】「消費者の内食需要の拡大により、スーパーマーケット等の小売向けの売上が堅調に推移した。ネット通販やふるさと納税返礼品の対応など、新たな販路開拓を通じて今後の売上増加を目指したい。」(水産食料品製造業)、「北米向けなどの完成車の生産台数が持ち直しつつあることから、主力商品であるヘッドランプの受注が増加した。」(自動車部品製造業)

【卸売業】「九月の連休以降、GOTOトラベル、GOTOイートの効果もあり、観光地や飲食店向けの売上増が増加傾向にある。」(飲食料品卸売業)、「ウイルス対策に特化した空調機の引き合いが好調。新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大が懸念される冬に向けて、さらなる需要を見込んでいる。」(電気機械器具卸売業)

【建設業】「道路拡張などの公共工事に伴う工用設備の解体および建て替え工事の受注により、売上が増加している。」(建築工事業)、「都市部の大規模事業の延期・中止の影響を受けた地域外の事業者が地元の入札案件に参入するようになり、今まで新型コロナウイルスの影響を受けて

【サービス業】「GOTOトラベルにより客足が戻りつつあるものの、団体客は低調。先行きもGOTOトラベル終了後の利用客減少を懸念している。」(宿泊業)、「小中学校向けのPC・ネットワーク整備関連の受注が伸びている。今後、オンライン教育に対応したサービスを開発・販売し、さらなる売上増加を図りたい。」(ソフトウェア業)



業況DI (前年同月比) の推移

	20年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	先行き見通し 11月~1月
全産業	▲ 65.8	▲ 62.8	▲ 59.3	▲ 59.0	▲ 56.5	▲ 50.2	▲ 38.0
建設	▲ 37.7	▲ 35.0	▲ 34.8	▲ 34.9	▲ 30.7	▲ 25.8	▲ 28.1
製造	▲ 69.9	▲ 72.6	▲ 70.6	▲ 69.6	▲ 68.3	▲ 63.9	▲ 39.1
卸売	▲ 62.9	▲ 61.6	▲ 59.5	▲ 56.7	▲ 51.2	▲ 47.8	▲ 36.3
小売	▲ 70.0	▲ 60.4	▲ 53.4	▲ 53.2	▲ 52.5	▲ 45.3	▲ 43.9
サービス	▲ 77.6	▲ 73.4	▲ 68.4	▲ 70.2	▲ 67.8	▲ 57.2	▲ 39.3

※「先行き見通し」は当月に比した向こう3カ月の先行き見通しDI

~12月、1月の会議所行事予定~

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします! (12月10日現在)  
なおホームページでは、新情報を随時更新しています。  
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

- 12月28日(月) 当所御用納め
- 1月4日(月) 当所仕事始め
- 5日(火) 第221回日商そろばん検定試験受付開始 (1/19まで)
- 14日(木) 第157回日商簿記検定試験受付開始 (1/29まで)

# 中小企業のための法律講座

## 同一労働同一賃金

このテーマは以前にも取り上げたことがあります。が、「パートタイム・有期雇用労働法」の中小企業への適用が来春に迫ってきたことから、あらためて確認しておきましょう。

### ■同一労働同一賃金とは？

同一労働同一賃金というのは、大雑把な説明になります。が、①正社員と非正規社員との間で、職務内容（業務の内容と責任の程度）そのものと、職務内容と配置を要する範囲（業務内容の変更や転勤等）が同じ場合には、正社員だけを優遇するような差別的取扱いをしてはならない（均等待遇）ということと、②職務内容そのものや、職務内容・配置の変更範囲等が異なる場合であっても、その他の事情をも考慮して不合理といえるような待遇差を設けてはならない（均衡待遇）ということを行います。

要するに、正社員と非正規

社員の間に待遇差（賃金格差等）を設けることが一律に禁止されているわけではなく、あくまで不合理な待遇差が禁止されているわけです。

### ■不合理な待遇差とは

法律では、待遇差が合理的か否かは、給与の支給額全体が多いか少ないかといったことで判断するのではなく、個々の待遇（基本給、賞与、役職手当、福利厚生、教育訓練など）ごとに、その性質や目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断すべきものとされています。

### ■最近の判例

では、具体的にどのような判断することになるかが問題となりますが、最高裁は、平成三十年六月一日に下した一連の判決（ハマキョウレックス事件及び長澤運輸事件）に続き、今年の十月、大阪医科大学事件、メトロコマース事件、日本郵便事件で相次いで判断を示しました。

前者では、職務内容の違い等から、賞与や退職金に関する待遇差を不合理ではないと判断したのに対し、日本郵

便事件では、正社員と契約社員との間に差がもうけられていた年末年始勤務手当、祝日給、扶養手当、病気手当、夏期・冬季休暇いずれについても、手当の性質や、契約社員であつても相応に継続して勤務することが見込まれることなどを理由に、格差は不合理であると判断しました。

### ■注意点

正社員と非正規社員との間に多かれ少なかれ待遇差をもうけることはよくあると思いますが、その差が合理的といえるかをよく吟味しておくことが重要です。例えば、ある手当を正社員にだけ支給し、非正規社員に支給しないのはなぜか、といったことを合理的に説明できるようにしておく必要があります。

### ■記事協力

弁護士法人小寺・松田法律事務所 岩見沢事務所  
電話 二二一三三八〇  
弁護士 小野田 充宏

### プロフィール

岩見沢東高校、早稲田大学法学部卒業。検事を経て、平成一九年より弁護士。地元企業の新展開の支援に力を注ぐ。

お得でタイムリーな情報が いち早く届く!!

# 岩見沢商工会議所 会員限定メールマガジン

会議所だよりに載せきれなかった(得)情報満載!

配信内容

- 日々状況が激変する **コロナウイルスのリアルタイム速報!**
- 申請しなきゃ損! **コロナウイルス関連給付金・補助金情報**
- お食事券は先着順で販売! **Go To Eat 北海道の最新情報**
- 販路拡大のチャンス! **商談会やイベントの開催情報** etc...

メルマガだけの  
秘情報を  
今すぐGet!

**500会員へ配信中!**  
(全会員の1/2)

配信ご希望の方はこちら!

<http://www.iwamizawacci.or.jp/iwajigyo/mailnews/mailnews.htm>

